

地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議

平成十八年三月二十七日
参議院総務委員会

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方分権改革の推進は、地域の実情や住民のニーズに適った個性的で多様な行政の展開に資するとの観点から、地方税財政改革を平成十九年度以降確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行いつつ、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、平成十九年度以降も引き続き地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

五、地方六団体が廃止を求めている国直轄事業に係る地方負担金は、今なお年額一兆円余に上っている。事業・積算内容の公開、事前協議のルール化をすべきは当然であるが、廃止の方向に向け、当面縮小に努めること。

右決議する。